

ベトナム向け輸出なし検疫実施要領

第1 趣旨

- 1 ベトナムへ輸出するなしの生果実（以下「ベトナム向け輸出なし」という。）について、ベトナム向け輸出なしの生産者、選果技術員、選果こん包施設の責任者等が実施する園地管理、収穫、選果こん包等が関係法令に従って適切に実施されることを確保するほか、植物防疫官が行う検疫を斉一に実施することをもって我が国からのベトナム向け輸出なしの円滑な輸出を確保するため、本要領を定める。
- 2 ベトナム向け輸出なしの検疫は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸出植物検疫規程（昭和25年8月4日農林省告示第231号）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。なお、栽培地検査実施細則（昭和32年4月9日付け32振局第1065号振興局長通達）は、ベトナム向け輸出なしの検疫については適用しない。

第2 定義

この要領において「なし」とは、*Pyrus pyrifolia* をいう。

第3 補助員の設置

- 1 植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）は、植物防疫官による第6の1の栽培地検査の事務を補助させるため、病虫害に関する知識を有し、かつ、ベトナム向け輸出なしの売買に直接利害関係を有しない者を、ベトナム向け輸出なし検査補助員（以下「補助員」という。）として、第1号様式による辞令を交付して委嘱できるものとする。
- 2 補助員は、ベトナム向け輸出なしを生産する都道府県（以下単に「都道府県」という。）の主務部長が推薦した者の中から委嘱するものとする。
- 3 植物防疫所長は、補助員を委嘱したときは、当該補助員に対し、その者が担当すべき地域及び事務の内容を指示するものとする。
- 4 補助員の担当地域を管轄する植物防疫所（那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官は、当該補助員に対し、その者が担当すべき事務に係る講習及び指導を行うものとする。

第4 生産園地の登録

- 1 ベトナム向け輸出なしの生産者（以下単に「生産者」という。）又は生産者が属する生産者団体等（以下単に「生産者団体等」という。）の責任者は、都道府県の指導の下に、ベトナム向け輸出なしの栽培に際し、次の（1）から（5）までの措置が適切に

実施される園地をベトナム向け輸出なしの生産園地として申請するものとする。

- (1) 都道府県及び地域の農業協同組合その他の団体が定める防除指針及び防除暦（以下「防除暦等」という。）を踏まえつつ、病虫害防除所、果樹試験場等の指導の下に、病虫害防除が行われること。
- (2) 輸出対象の果実を収穫する樹木について、病虫害寄生果のほか、奇形果、傷果、腐敗果その他病虫害が寄生しているおそれのある果実（以下「異常果実」という。）の除去が行われること。
- (3) モモシンクイガ、リンゴコシンクイ及びナシヒメシンクイ（以下「3種のシンクイガ」という。）に対する措置として、第10の低温処理を実施しない場合は、次のいずれかの措置が適切に行われること。

ア 交信かく乱剤の設置

(ア) モモシンクイガ及びナシヒメシンクイに対して農薬登録上の適用がある交信かく乱剤について、ラベルに記載されている使用時期、使用方法等に従って、当該申請に係る生産園地全体（当該園地の面積が1ヘクタール未満の場合は、隣接する園地等を含めた1ヘクタール以上の土地の全体）に均等に設置すること。

(イ) 防除暦等を踏まえつつ、シンクイガ類に有効な農薬をその飛翔期間を含む栽培期間中に少なくとも5回（おおむね月に1回）使用すること。

イ 袋かけ

袋かけは、輸出対象の果実を収穫する樹木について、結実後速やかに、収穫開始日の30日前まで果柄の周囲をすき間なく閉じるよう実施すること。

- (4) 病虫害寄生枝葉の除去、剪定及び園地面の下草管理等の適切な園地管理が行われること。
- (5) (1) から (4) までの措置の実施状況について、生産者により、生産園地の管理に係る記録が作成され、少なくとも2年間保管されること。

2 生産者又は生産者団体の責任者は、1の申請に当たっては、栽培地検査申請書（規則第12号様式）を作成の上、都道府県に提出し、都道府県は栽培地検査申請書を取りまとめ、毎年3月31日までに当該生産園地の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

なお、当該様式の備考欄には、3種のシンクイガに対して講ずる1の(3)の措置又は第10の低温処理の内容を記載するものとする。

3 2により栽培地検査申請書の提出を受けた植物防疫官は、提出された当該栽培地検査申請書の内容に基づき、ベトナム向け輸出なし登録生産園地一覧表（第2号様式）により、ベトナム向け輸出なしの生産園地を登録するとともに、登録したベトナム向け輸出なし登録生産園地を都道府県に通知するものとする。

なお、ベトナム向け輸出なしの生産園地の登録を行った植物防疫官は、当該ベトナム向け輸出なし登録生産園地一覧表を登録した年の4月から2年間保管するものとする。

- 4 3により登録されたベトナム向け輸出なしの生産園地（以下「登録生産園地」という。）を管理する生産者又は生産者団体等は、登録生産園地ごとに見やすい場所において規則第24条第2項の表示（規則第13号様式。以下「標札」という。）を行うものとする。
- 5 植物防疫官は、第3により補助員が設置されている場合は、当該補助員に対し、当該補助員が担当すべき登録生産園地を指示するものとする。
- 6 登録生産園地の病虫害防除の指導を行う都道府県は、当該登録生産園地が行う病虫害防除が準拠している防除暦等（和文及び英文とする。以下同じ。）について、毎年4月30日までに当該登録生産園地の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

第5 選果こん包施設及び選果技術員、保管施設並びに低温処理施設の登録

1 選果こん包施設及び選果技術員の登録

選果こん包施設及び選果技術員の登録は、次により行うものとする。

(1) 選果こん包施設の登録申請

ア 選果こん包施設の責任者は、ベトナム向け輸出なし選果こん包施設登録申請書（第3号様式。以下「選果こん包施設登録申請書」という。）を、都道府県を經由して、毎年4月30日までに当該選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

イ 選果こん包施設の責任者は、アにより提出した第3号様式の記載内容に変更があったときは、都道府県を經由して、速やかに修正後の選果こん包施設登録申請書を当該選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

(2) 選果技術員の配置等

選果こん包施設の責任者は、病虫害寄生果の識別及び選別並びに選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置するものとする。

(1) のアによる第3号様式の提出を受けた植物防疫官は、選果技術員に対し、病虫害の識別に関する技術研修（以下「識別研修」という。）を実施し、受講者を識別研修の修了者として登録するものとする。

(3) 選果こん包施設の登録及び公表

ア (1) のアによる第3号様式の提出を受けた植物防疫官は、選果技術員の識別研修を修了し、次に掲げる要件を備え、第8に基づく選果こん包を行う選果こん

包施設を、ベトナム向け輸出なしの選果こん包施設として登録するものとする。

なお、登録に際し、必要に応じて植物防疫官は、その要件を満たしているかについて確認することができるものとする。

- (ア) 選果及び検査のための十分な照明設備及び選果設備を有すること。
- (イ) 夜間作業を行う場合は、別表1のガ類（モモシンクイガ、ナシマダラメイガ、リンゴコシンクイ、ナシヒメシンクイ及びリンゴシロヒメハマキ。以下同じ。）の侵入を防止するため、施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆が行われていること。
- (ウ) 選果こん包を行う場所において、ベトナム向け輸出なしを当該施設内に一時的に保管する必要がある場合は、当該ベトナム向け輸出なしについては、選果こん包作業が終了したベトナム向け輸出なしとそれ以外のなし等の生果実とを区別し、隔離した状態で保管できること又は温度約8℃以下で保管できること。
- (エ) 定期的に清掃、消毒等が適切に行われており、その記録が保管されていること。

イ 植物防疫官は、アにより登録した選果こん包施設（以下「登録選果こん包施設」という。）を都道府県に通知するものとする。また、植物防疫所長は、第4の3のベトナム向け輸出なし登録生産園地一覧表、第4の6の登録生産園地に係る防除暦等及び登録選果こん包施設の登録情報を、ベトナム向け輸出なし登録選果こん包施設一覧表（第4号様式）により、6月10日又は輸出開始予定日の20日前の日のいずれか早い日までに消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）に報告するとともに、ベトナム向け輸出なし登録選果こん包施設一覧表（選果こん包施設責任者氏名及び選果技術員氏名の欄を除く。）を植物防疫所ホームページに掲載するものとする。

なお、登録選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官は、第4号様式を、選果こん包施設を登録した年の4月から2年間保管するものとする。

2 保管施設の登録

ベトナム向け輸出なしが選果こん包施設以外の保管施設で保管される場合は、保管施設の登録は、次により行うものとする。

(1) 保管施設の登録申請

ア 保管施設の責任者は、ベトナム向け輸出なし保管施設登録申請書（第5号様式。以下「保管施設登録申請書」という。）を、都道府県を経由して、毎年6月10日までに当該保管施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

イ 保管施設の責任者は、アにより提出した第5号様式の記載内容に変更があったときは、都道府県を経由して、速やかに修正後の保管施設登録申請書を当該保管

施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

(2) 保管施設の登録

ア (1) のアによる第5号様式の提出を受けた植物防疫官は、次に掲げる要件（当該施設において輸出検査が行われない場合にあっては、次の（ア）及び（イ）に掲げる要件）を備える保管施設を、ベトナム向け輸出なしの保管施設として登録するものとする。

なお、登録に際し、必要に応じて植物防疫官は、その要件を満たしているかについて確認することができるものとする。

(ア) ベトナム向け輸出なしは、それ以外のなし等の生果実と区別し、病虫害再汚染防止措置が講じられた状態で保管できること又は温度約8℃以下で保管できること。

(イ) 定期的に清掃、消毒等が適切に行われており、その記録が保管されていること。

(ウ) 検査のための十分な照明設備を有すること。

(エ) 夜間作業を行う場合は、別表1のガルの侵入を防止するため、施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆が行われていること。

イ アにより登録を行った植物防疫官は、登録した保管施設（以下「登録保管施設」という。）を都道府県に通知するものとする。

なお、登録保管施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官は、ベトナム向け輸出なし登録保管施設一覧表（第6号様式）を、保管施設を登録した年の4月から2年間保管するものとする。

3 低温処理施設の登録

3種のシンクイガに対する措置として第10の低温処理を実施する場合は、低温処理施設の登録は、次により行うものとする。

(1) 低温処理施設の登録申請

ア 低温処理施設の責任者は、ベトナム向け輸出なし低温処理施設登録申請書（第7号様式。以下「低温処理施設登録申請書」という。）を、都道府県を經由して、毎年6月10日までに当該低温処理施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

イ 低温処理施設の責任者は、アにより提出した第7号様式の記載内容に変更があったときは、都道府県を經由して、速やかに修正後の低温処理施設登録申請書を、当該低温処理施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

(2) 低温処理施設の登録

ア (1) のアによる第7号様式の提出を受けた植物防疫官は、次に掲げる要件を

備える低温処理施設を、ベトナム向け輸出なしの低温処理施設として登録するものとする。

なお、登録に際し、必要に応じて植物防疫官は、その要件を満たしているかについて確認することができるものとする。

(ア) ベトナム向け輸出なしの中心部の温度を温度0℃以下で保持できること。

(イ) ベトナム向け輸出なしの中心部の温度（部屋の中央付近の積荷の中心部及び最上部の端並びに冷却風の戻り口付近の積荷の中心部及び最上部の端に所在する生果実の中心部の温度）及び部屋の空間部の温度を部屋の外部から確認できる自動温度記録装置を有すること。

(ウ) (イ) の自動温度記録装置は、4時間ごとに温度を0.1℃単位で記録できる能力を有すること。

(エ) 温度記録の改ざんを防止できること。

イ 植物防疫官は、低温処理施設の責任者に対して適切な温度管理を行うための管理者を置くよう指導するものとする。

ウ アにより登録を行った植物防疫官は、登録した低温処理施設（以下「登録低温処理施設」という。）を都道府県に通知するものとする。

なお、登録低温処理施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官は、ベトナム向け輸出なし登録低温処理施設一覧表（第8号様式）を、低温処理施設を登録した年の4月から2年間保管するものとする。

第6 登録生産園地における栽培地検査

1 植物防疫官は、登録生産園地について、次により栽培地における検査（以下単に「検査」という。）を行うものとする。

なお、ベトナム向け輸出なしの生産園地を管理する生産者は、当該検査に立ち会わなければならないものとする。

(1) 補助員が補助する検査の方法

補助員が補助する検査（以下「補助員検査」という。）については、次のとおり行うものとする。

ア 対象病害虫

別表1の病害虫

イ 実施時期

(ア) 春期（おおむね結実期）においては、1回。

(イ) 収穫前においては、収穫開始日の31日以上前であって可能な限り遅い時期に、1回。

ウ 検査方法

全ての登録生産園地について、全ての樹木を対象に病虫害の発生の有無を検査するとともに、地表面を含む園地全域についても目視により同様の検査を行うものとする。

エ 交信かく乱剤の設置又は袋かけの状況の確認

補助員は、イの（イ）の補助員検査の際に、第4の1の（3）により交信かく乱剤の設置又は袋かけの措置が行われた登録生産園地にあつては、当該措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

補助員は、交信かく乱剤の設置が適切に行われていない生産園地を発見した場合は、その旨植物防疫官に報告するものとする。なお、植物防疫官は、補助員からの報告の内容を確認し、必要に応じて補助員に対して指示を与えるものとする。また、補助員は、袋かけが適切に行われていないなしを発見した場合は、生産者に対し、当該なしを直ちに除去し、又は当該なしを収穫する樹木にマークを付けるよう依頼するものとする。

オ 異常果実の除去

補助員は、輸出対象の果実を収穫する樹木に異常果実を発見した場合は、生産者に対し、直ちに当該果実を除去するよう依頼するものとする。

カ 園地管理記録の確認

補助員は、生産者による園地管理記録を確認し、対象病虫害の有無及び第4の1の（1）から（5）までの措置が適切に実施されているかどうかについて確認するものとする。

キ 補助員検査の結果

補助員は、補助員検査の実施の都度、補助員検査の結果をベトナム向け輸出なし登録生産園地検査成績（第9号様式）により記録し、植物防疫官に提出するものとする。なお、植物防疫官は、補助員から提出された補助員検査の結果の報告の内容を確認し、必要に応じて補助員に対し指示を与え、補助員は必要に応じて生産者に対し、当該指示を踏まえた依頼をするものとする。

（2）植物防疫官の検査の方法

植物防疫官は、（1）の補助員検査が行われた場合は補助員の立会いの下で、（1）の補助員検査が行われなかった場合は補助員検査と同様の内容の検査を自ら行った上で、当該検査の結果を基に、登録生産園地について次のとおり検査を行うものとする。

なお、植物防疫官は、ベトナムにおける輸入検査において検疫対象病虫害が発見される等を理由としてベトナム当局から要請があれば、ベトナム検査官と合同してイの（イ）の検査を行い、その他ベトナム検査官の求めに応じ、登録選果こん包施設、第5の2の保管施設、第5の3の低温処理施設及び第11の4の（3）のくん蒸

倉庫の調査を行うものとする。

ア 対象病害虫

別表1の病害虫

イ 実施時期

(ア) 春期においては、(1)のイの(ア)の実施時期よりも後に、1回。

(イ) 収穫前においては、収穫開始日の30日以上前であって可能な限り遅い時期(ただし、(1)のイの(イ)の実施時期よりも後の日とする。)に、1回。

ウ 検査方法

園地全域について目視による検査を行い、被害又は病徴があるものについて採取、同定・分離、培養等を実施するものとする。

エ 対象病害虫が発見された場合

(ア) 別表1のAの病害虫が発見された場合

植物防疫官は、当該対象病害虫が発見された登録生産園地に係る第4の3の登録を取り消すものとする。

(イ) 別表1のB及びCの病害虫が発見された場合

植物防疫官は、直ちに当該対象病害虫の防除措置(薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等)を実施するよう、生産者を指導するものとする。

オ 交信かく乱剤の設置又は袋かけの状況の確認

植物防疫官は、イの(イ)の検査の際に、第4の1の(3)により交信かく乱剤の設置又は袋かけの措置が行われた登録生産園地にあつては、当該措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

カ 異常果実の除去

植物防疫官は、輸出対象の果実を収穫する樹木に異常果実を発見した場合は、生産者に対し、直ちに当該異常果実を除去するよう依頼するものとする。

キ 園地管理記録の確認

植物防疫官は、生産者による園地管理記録を確認し、対象病害虫の有無及び第4の1の(1)から(5)までの措置が適切に実施されていたかどうかについて確認するものとする。

ク 植物防疫官検査の結果

植物防疫官は、検査の結果をベトナム向け輸出なし登録生産園地検査成績により記録するものとする。

ケ 依頼に従わない場合

(1)のエ、オ及びキに基づき補助員が生産者に依頼したにもかかわらず、従わない場合は、植物防疫官は、当該登録生産園地に係る第4の3の登録を取り消すものとする。

2 植物防疫官は、1の(2)の検査(1の(1)の補助員検査と同様の内容の検査を自ら行う場合は、当該検査を含む。)の実施に当たって、登録生産園地ごとの検査の日程をあらかじめ生産者又は生産者団体等の責任者に通知するものとする。

なお、1の(1)の補助員検査を行う場合は、補助員から生産者又は生産者団体等の責任者に通知するものとする。

3 植物防疫官は、1の検査の結果、登録生産園地に別表1のAの病害虫が発見されないこと、同表のB及びCの病害虫が発見された場合には必要な防除措置が実施されていること及び登録生産園地において第4の1の(1)から(5)までの措置が適切に実施されていることを確認したときは、当該登録生産園地の生産者又は生産者団体等の責任者に対し、栽培地検査合格証明書(規則第19号様式)を発行するものとする。なお、当該証明書の備考欄に生産者又は生産者団体等が選択した3種のシンクイガに対する措置を記載するものとする。

植物防疫官は、交信かく乱剤の設置又は袋かけが適切に行われていないことを確認した場合は、第10の低温処理の実施について生産者又は生産者団体等の意向の有無を確認し、その意向があることを条件に、交信かく乱剤の設置及び袋かけが未実施である旨を備考欄に記載した栽培地検査合格証明書を発行するものとする。

また、植物防疫官は、栽培地検査合格証明書を発行した登録生産園地に係る情報を担当地域の補助員及び登録選果こん包施設の責任者に通知するものとする。

4 植物防疫官は、1の検査の結果、登録生産園地に係る第4の3の登録を取り消したときは、当該登録生産園地の生産者又は生産者団体等の責任者に対し、取消しの理由及び標札を撤去すべき旨を通知するものとする。

第7 収穫に当たっての遵守事項

登録生産園地の生産者は、登録生産園地において、ベトナム向け輸出なしを収穫する際には、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) ベトナム向け輸出なしとそれ以外のなし等の生果実の収穫作業を同時に行わないこと。
- (2) 異常果実を徹底して除去すること。
- (3) 収穫したベトナム向け輸出なしを運搬する容器には、登録生産園地番号又はこれを参照できる符号、番号等を表示すること。

第8 選果こん包等の実施

登録選果こん包施設におけるベトナム向け輸出なしの選果こん包、積込み作業等は、次により行うものとする。なお、選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも1人の第5の1の(2)により登録を受けた選果技術員を配置するものとする。

る。

- (1) 登録生産園地で生産されたなしを選果すること。なお、選果に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア ベトナム向け輸出なしは、それ以外のなし等の生果実と隔離し、又は温度約8℃以下の状態で取り扱うこと。
 - イ 3種のシンクイガに対する措置として低温処理が選択されている登録生産園地で生産されたベトナム向け輸出なしは、その他の措置が選択されている登録生産園地で生産されたベトナム向け輸出なしとは別に選果すること。
- (2) 選果こん包作業の開始前に清掃を行うこと。
- (3) ベトナム向け輸出なしのこん包に用いる容器は、プラスチック又は段ボール製の未使用のものであること。また、原則として密閉式の容器（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合には、次に掲げる措置を行うこと。
 - ア こん包又は束ねたこん包全体を網（網の目の最大径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆い、又は温度約8℃以下で保管すること。
 - イ 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。
- (4) 選果作業は、選果こん包の工程中に2回行い、病虫害寄生果や異常果実の混入がないようにすること。
- (5) 病虫害寄生果が発見された場合には、選別後直ちに施設外へ搬出し、廃棄すること。
- (6) 選果技術員は、選果により除去された果実について、別表1のAの病虫害を発見した場合には、直ちに登録選果こん包施設の責任者及び植物防疫官に対し、その旨を報告するものとする。なお、選果こん包作業中に除去した病虫害寄生果又は異常果実及びきょう雑物は上記の確認後直ちに選果こん包場所から搬出するものとする。
- (7) 植物防疫官は、(6)の報告を受け、発見された病虫害が別表1のAのいずれかの種であることを確認した場合には、当該登録生産園地に係る第4の3の登録を取り消すとともに、当該登録生産園地が属する生産者団体等の責任者及び登録選果こん包施設の責任者に対し、生産園地の登録が取り消された旨を通知するものとする。
- (8) 夜間に選果こん包等を行う場合は、別表1のガ類の侵入を防止するため、施設の開口部を全て閉鎖し、又は防虫網等で被覆すること。
- (9) ベトナム向け輸出なしとそれ以外のなし等の生果実との選果こん包を同時に行わないこと。また、ベトナム向け輸出なしの保管に当たっては、それ以外のなし等の生果実と隔離し、又は温度約8℃以下で保管すること。
- (10) 各こん包及び束ねたこん包の側面に、登録生産園地の所在地、登録選果こん包施設名、輸出者名又はこれらを参照できる符号・番号を表示するとともに、ベトナム

向けの表示 (For Vietnam) を行うこと (参考様式)。

第9 選果こん包実施報告書の交付

登録選果こん包施設の責任者は、選果こん包等が第8に掲げる事項を全て満たして行われたと判断した場合は、品種別及びサイズ別 (玉数別) の箱数及び数量 (kg) が記載された書類を添付したベトナム向け輸出なし選果こん包実施報告書 (第10号様式。以下「実施報告書」という。) を2部 (輸出検査申請書添付用及び輸出者保管用) 作成し、輸出者 (選果こん包の実施依頼者を含む。) に交付するものとする。

第10 低温処理の実施

ベトナム向け輸出なしの低温処理は、次のとおり行うものとする。

- 1 植物防疫官は、次に掲げる確認を行うものとする。なお、植物防疫官は、その結果を低温処理実施記録表 (第11号様式) に記録し、温度記録とともに保管するものとする。
 - (ア) 処理の開始直前における温度計の示度が正確であることの氷点法による確認
 - (イ) ベトナム向け輸出なしの中心部の温度が予備冷蔵により0℃となっていることの確認
 - (ウ) (イ) の確認の後、引き続きベトナム向け輸出なしの中心部の温度が、40日間0℃以下であることの確認
- 2 低温処理施設と選果こん包施設が同一の建物でない場合は、選果及びこん包が終了したベトナム向け輸出なしを低温処理施設に輸送するに当たって、植物防疫官の指導の下、病虫害の再汚染を防止するための措置を講じること。
- 3 不測の事態が生じたことにより、第4の1の(3)の交信かく乱剤の設置及び袋かけを実施することができず、これらの代わりに低温処理を実施する場合は、低温処理を実施する前に、第5の3の(2)に準じて、植物防疫官による当該低温処理施設の登録を受けることができるものとする。
- 4 やむを得ない理由によりあらかじめ3の登録を受けることができない場合は、当該登録よりも前に低温処理を実施することができるが、低温処理施設の責任者は、その旨をあらかじめ都道府県を經由して植物防疫官に報告するとともに、可能な限り速やかに、第5の3の(2)のアの要件を満たしていることについて、植物防疫官による確認を受けるものとする。この場合においても、低温処理の実施に当たって、1の植物防疫官による確認を受けるものとする。

第11 輸出検査

- 1 登録生産園地で生産され、第4の1の(3)の交信かく乱剤の設置若しくは袋かけ

又は第10の低温処理のいずれかの措置が講じられ、登録選果こん包施設での選果こん包が行われたベトナム向け輸出なしの輸出者は、植物等輸出検査申請書（規則第14号様式（イ）。以下「輸出検査申請書」という。）にベトナム政府が発行する輸入許可証の写し及び第9で登録選果こん包施設の責任者から交付されたこん包実施報告書を添えて、あらかじめ輸出検査の実施を希望する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

2 植物防疫官は、1の輸出者に、あらかじめ輸出検査の実施予定日時及び実施場所を通知するものとする。

3 植物防疫官は、交信かく乱剤の設置、袋かけ又は低温処理のいずれかの措置が講じられていることを確認するものとする。

4 植物防疫官は、3の確認ができた場合は、次により輸出検査を実施するものとする。

（1）輸出検査の単位（ロット）

申請のあった生果実に対し、生産地（都道府県）、登録選果こん包施設及び登録生産園地が同一のものを、品種ごとに1つの輸出検査単位（ロット）とする。ただし、ロットが細分化され、輸出検査が非効率となる場合であって、かつ、申請者からの要望があった場合は、登録生産園地及び品種については、異なるものをまとめて1ロットとすることができるものとする。

（2）輸出検査の内容

1ロットから別表2に掲げる数量を無作為に抽出し、次について確認するものとする。

ア 別表1の病害虫が認められないこと。

イ 抽出したなしが含まれる各こん包の側面に、登録生産園地の所在地、登録選果こん包施設名、輸出者名又はこれらを参照できる符号・番号等及びベトナム向けの表示（For Vietnam）があること（参考様式）。

ウ 抽出したなしが含まれるこん包には、土、枝葉等の混入がないこと。

（3）輸出検査の結果行う措置

ア ベトナム向け輸出なしの輸出条件に適合すると認められた場合

植物防疫官は、合格証明書（規則第18号様式（ロ））を交付するものとする。合格証明書の交付に際しては、次の（ア）のとおり追記を行うとともに、次の（イ）のとおり交信かく乱剤の設置、袋かけ又は低温処理のいずれかの措置であるかの別を追記するものとする。なお、低温処理が行われた場合は、その処理内容について、植物防疫官が発行する合格証明書の消毒欄に記載するものとする。

（ア） The consignment of pear fruits was inspected in Japan and found free from quarantine pests specified at the phytosanitary import requirements for fresh pear fruits (*Pyrus pyrifolia*) from Japan for export to Vietnam.

(イ) Selected pests management ; (Cold treatment) and/or (Installation of mating disruption) and/or (Fruit bagging).

イ 別表1の病害虫が発見された場合

当該ロットを不合格とするものとする。

なお、別表1のAの病害虫が発見された場合は、当該ロットの生果実を収穫した登録生産園地に係る第4の3の登録を取り消すものとする。

また、別表1のBの害虫のみが発見された場合において、輸出者が、当該ロットについて次に掲げる要件を満たした上で臭化メチルくん蒸を実施するときは、輸出をすることができるものとする。

(ア) くん蒸は、植物防疫所が指定するくん蒸倉庫で実施されること。

(イ) くん蒸が実施される前に、第5の3の(1)に準じて、植物防疫官による当該くん蒸倉庫の登録を受けること。

(ウ) 臭化メチルによる処理は、 $40\text{g}/\text{m}^3$ (15°C 以上) 又は $48\text{g}/\text{m}^3$ ($10^\circ\text{C}\sim 15^\circ\text{C}$) の投薬量で2時間行うこと。

(エ) くん蒸処理後、別表2に掲げる数量を無作為に抽出し、植物防疫官による目視検査を受け、ベトナム向け輸出なしの輸出条件に適合することが確認されること。

(オ) 臭化メチルによる処理内容について、植物防疫官が発行する合格証明書に記載されること。

第12 輸送方法

ベトナム向け輸出なしは、船積み貨物又は航空貨物として輸送されるものとする。

別表 1

検疫対象病害虫リスト

A 危険性/高の病害虫（3種類）

学名	和名
<i>Carposina sasakii</i>	モモシンクイガ
<i>Gibberella avenacea</i>	なし果実腐敗病
<i>Alternaria gaisen</i>	なし黒斑病

B 危険性/中の害虫（7種類）

学名	和名
<i>Diaspidiotus perniciosus</i>	ナシマルカイガラムシ
<i>Lepidosaphes conchiformis</i>	ナシカキカイガラムシ
<i>Aphanostigma iakusuiensis</i>	キナコネアブラムシ
<i>Acrobasis pyrivorella</i>	ナシマダラメイガ
<i>Grapholita inopinata</i>	リンゴコシンクイ
<i>Grapholita molesta</i>	ナシヒメシンクイ
<i>Spilonota ocellana</i>	リンゴシロヒメハマキ

C 危険性/中の病害（3種類）

学名	和名
<i>Diaporthe eres</i>	フオモプシス枝枯病
<i>Zygothiala jamaicensis</i>	なしすす点病
<i>Phytophthora syringae</i>	なし疫病

別表 2

検査抽出量

検査荷口の大きさ (kg)		抽出量
200kg 未満		20% 以上
200kg 以上	1,000kg 未満	40kg 以上
1,000kg 以上	2,000kg 未満	60kg 以上
2,000kg 以上	5,000kg 未満	80kg 以上
5,000kg 以上	10,000kg 未満	130kg 以上
10,000kg 以上	20,000kg 未満	180kg 以上
20,000kg 以上	60,000kg 未満	220kg 以上
60,000kg 以上	120,000kg 未満	300kg 以上
120,000kg 以上	200,000kg 未満	370kg 以上
200,000kg 以上	360,000kg 未満	450kg 以上
360,000kg 以上		500kg 以上

第1号様式（第3関係）

氏 名

年度ベトナム向け輸出なし栽培地検査補助員を委嘱する。

年 月 日

植物防疫所長 ⑩

第 2 号様式（第 4 関係）

ベトナム向け輸出なし登録生産園地一覧表
List of registered pear orchard for export to Vietnam

都道府県名（Prefecture）

登録生産園地番号 Code of registered pear orchard	生産者氏名（名称） Name of grower	登録生産園地所在地 Location of registered pear orchard	品種名 Variety	登録生産園地面積 Square measure	栽培本数 Number of pears	備考 Notes
				a		

- (注) 1 生産者氏名（名称）、登録生産園地所在地及び品種名については、英文併記とすること。
2 備考には、3種のシンクイガに対する措置（交信かく乱剤の設置、果実の袋かけ又は収穫後の低温処理）のうち、実施される予定の措置を記載すること。

第3号様式（第5関係）

ベトナム向け輸出なし選果こん包施設登録申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

選果こん包施設責任者
住 所
氏 名
⑩

下記施設をベトナム向け輸出なし選果こん包施設として申請します。

選果こん包施設名 Name of packing house	所在地及び連絡先 Address and phone number	選果こん包施設責任者氏名 Name of person in charge	選果技術員氏名 Technical personnel for sorting	備考 Notes

- (注) 1 選果こん包施設名、所在地及び連絡先、選果こん包施設責任者氏名については、英文併記とすること。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第5号様式（第5関係）

ベトナム向け輸出なし保管施設登録申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

保管施設責任者
住所
氏名

印

下記施設をベトナム向け輸出なし保管施設として申請します。

保管施設名 Name of storage facility	所在地及び連絡先 Address and phone number	保管施設責任者氏名 Name of person in charge	備考 Notes

- (注) 1 保管施設名、所在地及び連絡先、保管施設責任者氏名については、英文併記とすること。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第7号様式（第5関係）

ベトナム向け輸出なし低温処理施設登録申請書

年 月 日

植物防疫所（ 支所又は出張所）植物防疫官 殿

低温処理施設責任者
住所氏名 氏名 印

下記施設をベトナム向け輸出なし低温処理施設として申請します。

低温処理 施設名 Name of facility	所在地 及び連絡先 Address and phone number	施設責任者氏名 Name of person in charge	施設情報				備考 Notes
			処理庫番号	内容積(m ³)	収容量(t)	温度記録計 (種類・センサー数)	

- (注) 1 低温処理施設名、所在地及び連絡先、低温処理施設責任者氏名については、英文併記とすること。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第9号様式（第6関係）

ベトナム向け輸出なし登録生産園地検査成績（春期・収穫前）

申請者 _____ 植物防疫官 _____ 年 月 日 検査
 品種名 _____ 検査補助員 _____ 年 月 日 検査

登録生産園 地番号	生産者 氏 名	生産園 地面積	補助員検査			植物防疫官検査			合格面積
			シンクイガ に対する 措置状況 (袋かけ・ 交信かく乱・ 低温処理)	病 害 虫 発生状況	備考	シンクイガ に対する 措置状況 (袋かけ・ 交信かく乱・ 低温処理)	病 害 虫 発生状況	備考	
		a							a
		a							a
		a							a
		a							a

(注) 標題の対応する検査の実施時期を○印で囲むこと。

第 10 号様式（第 9 関係）

ベトナム向け輸出なし選果こん包実施報告書

年 月 日

輸出者（選果こん包申請者） 殿

登録選果こん包施設名：
登録選果こん包施設番号：
選果こん包施設責任者：

ベトナム向け輸出なしとして以下のとおり選果こん包したので、報告します。

実施年月日	選果時間	選果こん包数量	担当選果技術員
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		
	: ~ :		

（注）品種別及びサイズ別（玉数別）の箱数及び数量（kg）を記載した書類を添付すること。

第 11 号様式（第 10 関係）

低温処理実施記録表

施設名	処理番号	登録園地番号	施設内容積(m ³)	果実収容量		低温処理実施者
				C/T	t	

処理 日数	確認 月日	確認 時間	温度センサー設置箇所						植物 防疫官 氏名	備考
			庫内温度(°C)		果実温度(°C)					
			送り口	戻り口	1	2	3	4		
示度確認										
処理前										
処理後										
較正後上限温度										
予冷期間										
1										
2										
3										
開 始										
1										
2										
3										
4										
・										
40										

(注) 別に温度記録を添付すれば、記載は省略可能。

参考様式

ベトナム向け輸出なしのこん包の表示

For Vietnam

Name (or Code) of registered pear orchard	
Name (or Code) of registered packing house	
Name of the exporting company	